3/22 県福

施設で高齢者虐待 最多

15年度、拘束など408件

厚生労働省は二十一日、特別養護老人ホームなど介護施設の職員による高齢者への虐待が、二〇一五年度に四百八件あったと発表した。前年度に比べ百八件増え、過去最多を更新。家族や親族による虐待は二百三十七件増の一万五千九百七十六件だった。

〇六年度の調査開始以来、初の施設職員による虐待で高齢者が死亡したケースが報告された。広島市の認知症グループホームで一五年五月、二階から転落した女性に職員が適切な処置をしなかった。家庭内での殺人や心中などは二十件あったが、前年度比では五件減った。

調査は、厚労省が高齢者虐待防止法に基づき、毎年実施。一五年度に自治体が認定した件数や相談・通報があった件数をまとめた。

施設職員による虐待では、認知症がある人が被害者の四分の三を占めた。虐待の種類（複数回答）では、拘束などの身体的虐待が61・4％と最も多く、暴言などの心理的虐待が27・6％、介護放棄が12・9％、貯金使い込みなどの経済的虐待が12・0％と続いた。

原因（複数回答）は「教育・知識・介護技術の問題」が65・6％と最多で、次いで「ストレスや感情コントロールの問題」が多かった。

家族による虐待の加害者は男性が多く、夫と息子で61・3％を占めた。逆に被害者は女性が76・8％だった。原因は介護疲れやストレスのほか、加害者自身にも病気や障害があったことなどが挙げられた。

厚労省は近く、施設長や市町村職員向け研修強化などを求める通知を自治体に出す。また一七年度に自治体向けの虐待対応マニュアルを改訂する。

県内は3件4人

県内市町が二〇一五年度に把握した高齢者虐待は、介護施設の職員によるものが三件四人（前年度比一件二人増）、家庭内での虐待も百三十一件百三十七人（同十二件十二人増）あった。

県長寿福祉課によると、介護施設で虐待を受けた六十五歳未満の男性二人はそれぞれ、使用前のおむつでたたかれたり、足を蹴られたりする身体的虐待とされた。大声で怒鳴られるなどした七十代と八十代の女性二人は心理的虐待と判断された。

家庭で虐待をした割合は「息子」が41・7％と最多で、「夫」「娘」「息子の嫁」などの家族や親族が続いた。虐待の種類は身体的が四割を占め、次いで心理的、介護等放棄の順。虐待された人の75・2％は女性で、全体の半数が認知症だった。

県の担当者は家庭内での虐待について「早期発見が大切。家族に介護の悩み、疲れがあるのであれば行政や専門家に相談してもらいたい。周囲の人たちも虐待が起きていないか、気遣ってほしい」と話していた。

（尾嶋隆宏）